

令和7年5月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

スピーカー（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
（うちスピーカー（充電式）1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8 件
（うちベッド1 件、電気カーペット1 件、
バッテリー（リチウムイオン、電動バイク用）1 件、カセットボンベ1 件、
バッテリー（リチウムイオン、水中スクーター用）1 件、
電気掃除機（充電式、スティック型）1 件、
接続箱（太陽光発電システム用）1 件、蛍光灯1 件
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

アンカー・ジャパン株式会社が輸入したスピーカー（充電式）について
(管理番号：A202400191)

①事象について

車両内でアンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入したスピーカー（充電式）を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、一部のロット管理に不備が発覚し、事故の可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2024 年（令和 6 年）4 月 4 日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202500154）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、型番、J A Nコード、販売期間、対象台数

商品名	型番	J A Nコード	販売期間	対象台数
Anker SoundCore ブラック	A3102016	4571411205989	2023 年 4 月 1 日 ～ 2023 年 9 月 30 日	2,420

2024 年（令和 6 年）4 月 4 日からリコール（回収・交換）を実施

回収率：17.9%（2025 年 5 月 26 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2023 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	0	—
2024年度	3	火災
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500154）は含まない。

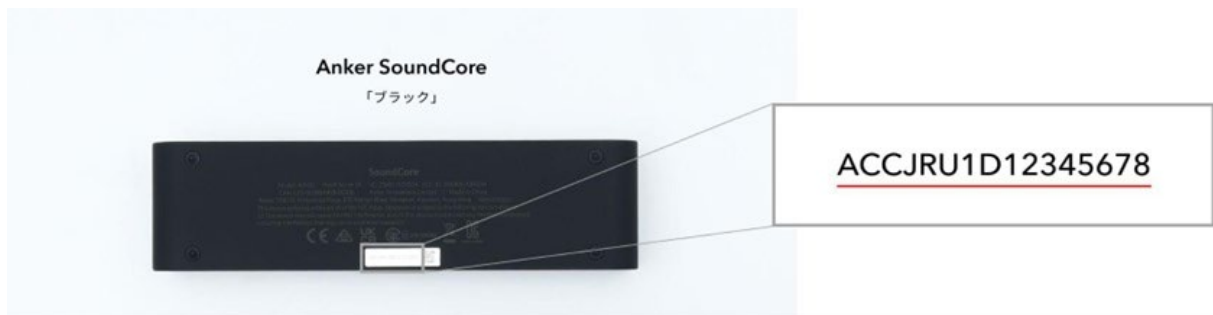
<対象製品の外観及び確認方法>

(1) 対象製品の外観



(2) 対象製品の確認方法

製品本体底面に記載の「SN:」の後、A から始まる 16 桁のシリアルナンバーを御確認ください。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 お問い合わせ窓口

電話番号：0120(253)004

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

ウェブサイト：<https://corp.ankerjapan.com/posts/465>
https://www.ankerjapan.com/pages/a3102_a3302-support

※WEB 専用窓口からも申込みいただけます。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：荒木、別所、上田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：日野、山田、中谷

電話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500154	令和7年5月1日	令和7年5月22日	スピーカー（充電式）	A3102	アンカー・ジャパン株式会社 （輸入事業者）	火災	車両内で当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	山形県	令和7年5月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和6年4月4日からリコールを実施（特記事項を参照） 回収率：17.9%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500148	令和7年4月5日	令和7年5月22日	ベッド	重傷1名	跳ね上げ式ベッドのサイドフレームと床板との間に手を挟まれて負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月16日
A202500149	令和7年5月15日	令和7年5月22日	電気カーペット	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202500150	令和7年2月26日	令和7年5月22日	バッテリー（リチウムイオン、電動バイク用）	火災	駐車場の物置で当該製品を保管中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	令和7年5月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月9日
A202500151	令和7年4月19日	令和7年5月22日	カセットボンベ	火災	当該製品を使用中、当該製品が装着していたガストーチから外れ、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月13日
A202500152	令和6年5月6日	令和7年5月22日	バッテリー（リチウムイオン、水中スクーター用）	火災	船内で鞆に入れていた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和7年1月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500153	令和7年4月23日	令和7年5月22日	電気掃除機（充電式、スティック型）	火災	店舗で展示していた当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品の充電器プラグ及び回転ブラシを変色する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月15日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500155	令和6年7月17日	令和7年5月23日	接続箱(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和6年8月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500156	令和7年5月17日	令和7年5月23日	蛍光ランプ	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし